

第 6 8 回 議 会 運 営 委 員 会

と き 令和 3 年 6 月 7 日（月）

午後 1 時 3 0 分

ところ 第 1 委員会室

付議事項

1 令和 3 年第 2 回（6 月）定例会に関する事項について

(1) 山陽小野田市議会委員会条例の一部改正について・・・資料 1

(2) 議案第 5 3 号山陽小野田市立保育所条例の一部を改正する条例の制定についての本会議での採決方法について

当該議案には、山陽小野田市議会の議決に付すべき重要な公の施設の廃止等に関する条例第 2 条第 2 号に規定する「福祉施設」の廃止があるため、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 2 項による特別多数議決となる。なお、投票については、記名投票（青票白票）にて行う。

(3) 議事日程案について

月	日	曜	開議時刻	会議名	摘要
6	1 5	火	午前 1 0 時	本会議	・付託案件に対する委員長報告、質疑、討論及び採決 ・選挙管理委員会の委員の選挙及び同補充員の選挙について ・<u>委員会提出議案 2 件を一括上程、説明、質疑、討論及び採決</u> ・閉会中の調査事項について

2 陳情・要望書について

(1) 高橋参考人の不穏当発言の議会对応についての陳情について

(2) 高橋参考人の不穏当発言の議会对応についての陳情および陳情等による参考人の発言の責任の所在等に関わる陳情書について

(3) 陳情等による参考人の発言の責任の所在等に関わる陳情書について

3 モニター意見について

4 その他

(1) 9 月定例会日程案について・・・資料 2

(2) 全員協議会の開催日 6 月 1 1 日（金）午前 9 時 1 5 分

委員会提出議案第 号

山陽小野田市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
山陽小野田市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 年 月 日提出

提出者 議会運営委員長 長谷川 知 司

山陽小野田市議会委員会条例の一部を改正する条例
山陽小野田市議会委員会条例（平成 1 7 年山陽小野田市条例第 2 0 9 号）の
一部を次のように改正する。

第 3 0 条第 1 項中「押印」を「記名押印」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山陽小野田市議会委員会条例新旧対照表

改正後	改正前
(記録) 第30条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は<u>記名押印</u>をしなければならない。 2 (略)	(記録) 第30条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は<u>押印</u>をしなければならない。 2 (略)

令和 3 年第 3 回（9 月）定例会日程（案）

月	日	曜日	日程	備考
8	1 6	月		
	1 7	火	告示	
	1 8	水	一般質問通告締切	
	1 9	木	議運	
	2 0	金		
	2 1	土		
	2 2	日		
	2 3	月		
	2 4	火	本会議初日・委員会・分科会	
	2 5	水	2 委員会・分科会	
	2 6	木	2 委員会・分科会	
	2 7	金	2 委員会・分科会	
	2 8	土		
	2 9	日		
	3 0	月	委員会・分科会	
	3 1	火	委員会予備日	
9	1	水	一般質問	
	2	木	一般質問	
	3	金	一般質問	
	4	土		
	5	日		
	6	月	一般質問	
	7	火	一般質問	
	8	水	休会（議事整理日）	
	9	木	休会（議事整理日）	
	1 0	金	一般会計予算決算常任委員会	
	1 1	土		
	1 2	日		
	1 3	月	休会（議事整理日）	
	1 4	火	本会議最終日	
	1 5	水		
	1 6	木		
	1 7	金		
	1 8	土		
	1 9	日		
	2 0	月		